

事務所通信

22年11月号(広告)  
2010年11月1日発行  
三宅孝治 (中国税理士会 倉敷支部会員)  
三宅税理士事務所  
(有)シーエムエス  
倉敷市中島 2370 番地 14  
TEL 086-466-1255  
FAX 086-466-1288  
第42号  
発行担当者:吉原 美保子

Progress～進歩～  
一期一会

秋も深まってまいりました。気持ちのいい季節からそろそろ風邪やインフルエンザなども氣になる季節になってきましたが、皆様いかがお過ごしでしょうか？  
10月8日～10日の間、当事務所では研修及び社内旅行で栃木に行かせて頂きました。事務所での遠出は初めてのことでしたが、とても有意義な時間を過ごすことが出来ました。ご協力頂いた皆様ありがとうございます。

**今月のテーマ:不良債権の経理処理**

経済環境が悪化している中、取引先の倒産・行方不明などで売掛債権が回収不能になり困られる事例が増加しています。今回は売掛金が回収不能になった時の経理処理についてです。

- I 貸倒損失 で処理するには次の3つに当てはまる場合**
- 法律上の貸倒れ（法基通9－6－1）
    - ① 会社更生法・民事再生法等の規定による更生(再生)計画**認可の決定**があった場合  
債権の切捨て額が明示された額（破産法による破産手続きの廃止決定または終結決定）
    - ② いわゆる内容証明郵便等による債務免除をした場合  
要件：イ 債務者の債務超過の状態が相当期間継続・・・3年ないし5年  
ロ 弁済を受けることが出来ないとみとめられる  
ハ 債務者に対し書面により明らかにすること
  - 事実上の貸倒れ（法基通9－6－2）  
債務者の資産状況、支払能力等からみて債権の全額が回収できないことが明らかになった場合  
要件：イ 回収不能が明らかになった年度に損金経理をする  
ロ 担保物がある場合には担保物を処分した後でなければ計上できない。
  - 売掛債権の貸倒れ特例（法基通9－6－3）（貸付金などは含みません）
    - ① 債務者との最後の取引または最後の弁済の時のいずれか遅い時から1年以上経過している場合
    - ② 同一地域の債務者について有する売掛債権の総額がその取り立てのために要する旅費等の費用に満たない場合で、支払を催促したにも関わらず弁済がない場合  
要件：1円以上の備忘価格を残して損金経理をする

- II 個別貸倒引当金 で処理するには**
- 長期棚上基準  
会社更生法・民事再生法等の規定による更生(再生)計画**認可の決定**があった場合  
弁済額のみが明示されている場合  
引当額：当該個別評価金銭債務の額のうち、当該事由生じた事業年度終了の日の翌日から5年を経過する日までに弁済されることとなっている金額以外の額
  - 形式基準による5.0%相当額の引当金  
次のいずれかの事由に該当する場合
    - ① 会社更生法の規定による更生手続き**開始の申立て**があった場合
    - ② 民事再生法の規定による再生手続き**開始の申立て**があった場合
    - ③ 破産法の規定による破産手続き**開始の申立て**があった場合
    - ④ 手形交換所による**取引停止処分**があった場合
  - 債務超過状態の継続等(おおむね1年以上)による一部回収不能額

<以上のような処理になりますが、不良債権が出ないよう、取引や回収に氣を付ける事が大切ですね>

<知っ得情報①>

最近、遺言書の作成がブームになっているようです。岡山県内でも公正証書作成件数が昨年を上回り、遺言書キットも売れ行きが伸びているそうです。  
遺言書とは、遺産相続などについて記した証書で、公正証書遺言と自筆証書遺言があります。  
・公正証書遺言は、公証人役場で利害関係のない証人2人と同席の上作成します。  
原本は公証人役場に保管される為費用はかかりますが、相続時のトラブルが少なくなります。  
・自筆証書遺言は、費用がかからず手軽で、文具店などで遺言書キットが販売されており、大切な人へのメッセージなども自由に記入出来るようになっています。  
遺言書作成に関心があるのだが、どうしようかと迷っていらっしゃる方は当事務所へご相談ください。


三宅孝治

<知っ得情報②>

この度、遺族の方が年金として受給する生命保険金のうち、**相続税の課税対象となった部分については、所得税の課税対象にならないとする最高裁判所の判決**がありました。  
これにより、平成17年分から平成21年分までの各年分について**所得税が納めすぎとなっている方につきましては、その納めすぎとなっている所得税が還付となります。**  
**相続又は贈与により取得した生命保険契約や損害保険契約等に基づく年金（保険年金）を受給している方（保険料を負担することなく保険年金を受け取っている方）が、今回の取扱いの変更の対象となります。**  
なお、実際に相続税や贈与税の納税額が生じなかった方も今回の取扱いの変更の対象となります。  
**(注1) 平成17年分の還付につきましては、平成22年12月31日が期限となる場合があります。**  
**(注2) 今回の変更の対象となる可能性のある方に関しましては、それぞれ保険会社から通知がされることとなっています。**  
ただし、住所に変更があった場合等には通知が来ない場合もございます。  
お心当たりのある方は一度当事務所までご連絡ください。

鳥越

<研修・社内旅行の感想>

三宅：事務所全員での一泊研修は、初めてのことでしたが、大変良い研修となりました。  
研修を終えて、「お客様の経営が今よりも良くなって頂きたい。そのために私たちは全力投球をする。」と、職員全員の気持ちが、今まで以上に一つになったと感じた研修でした。  
これからも、お客様のお役に立てるように、心を込めて仕事をさせていただきます。

山本：1日栃木へ研修と、日光、東京へと2日間社内旅行へ行ってきました。  
研修では、全国から会計事務所の方が参加されており、他県の事務所の方のお話をお聞きする事ができ、岡山県内で仕事をしているだけでは氣付かない事もたくさんありました。  
また、社内旅行では、初めて泊まりがけの旅行となり、事務所とはまた違い、新鮮な2日間でした。

吉原：元氣玉ユーザー会では、名前の通り元氣な先生方やスタッフの方々が、いろいろな工夫をしながら、頑張っているお話を聞く事が出来たいへん参考になりました。  
当事務所もいろいろな取組にチャレンジして参りますので、今まで以上に皆様宜しく願いいたします。

藤森：元氣玉ユーザー会に参加してきました。  
全国の会計事務所の方々と交流することができ、有意義な時間を過ごすことが出来ました。

田村：変えなくてはいけない部分、変えてはいけない部分、自分なりにですが考えさせられる事の多い研修でした。  
この研修での思いを成長の糧とし、もっとお客様のお役に立てる会計士になりたいと思います。  
ありがとうございます。

高木：全国の先生・スタッフの方とのお話を通して、たくさんさんの学びを得てくることができ、とても勉強になったユーザー会でした。  
社員旅行も大好きな温泉に入ることができ、楽しく過ごせました。

鳥越：今回の研修では、全国各地から会計事務所働く方々が集まったので、他の会計事務所ではお客様に対してどのようなサービスを提供しているか、どのようなお話をしているかなど普段なかなか聞くことが出来ないお話を聞くことができ、良い刺激をあたえられました。  
今回の経験を生かし、今まで以上に皆様のお力になれるよう頑張ります。





<11月のカレンダー>

|    |   |                                                             |                                                                                       |
|----|---|-------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 10 | 水 | *源泉所得税（10月分）の納付期限<br>*住民税特別徴収（10月分）の納付期限                    |  |
| 18 | 木 | * <b>将軍の日</b>                                               |                                                                                       |
| 30 | 火 | *9月決算法人の確定申告・納付期限                                           |                                                                                       |
|    |   | *10月分の社会保険料の納付期限                                            |                                                                                       |
|    |   | *3月決算法人の中間申告・納付期限<br>*消費税（4期）の納付期限<br>(年額400万円超の6月・12月決算法人) |                                                                                       |

<将軍の日>

毎月開催中の利益計画書作成セミナー：将軍の日  
今月の開催日は11月18日（木）です。  
まだ将軍の日にお越し頂いていないお客様、一度将軍の日に参加してみませんか？



| 開催日       | 対象者              | 申込期限      |
|-----------|------------------|-----------|
| 11月18日(木) | 9・10・11・12月決算法人様 | 11月15日(月) |
| 12月9日(木)  | 10・11・12・1月決算法人様 | 12月6日(月)  |
| 1月20日(木)  | 11・12・1・2月決算法人様  | 1月11日(火)  |